

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び第6号並びに歯科点数表第2章第9部手術の通則4号に掲げる手術件数実績
(2024年1月～2024年12月)

・区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	10
イ	黄斑下手術等	94
ウ	鼓室形成手術等	1
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靱帯断裂形成手術等	1
イ	水頭症手術等	7
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	42
カ	肝切除術等	1
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	---

・区分4に分類される手術		手術の件数
胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等		88

・その他の区分に分類される手術		手術の件数
ア	人工関節置換術	64
イ	乳児外科施設基準対象手術	---
ウ	ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	45
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しない ものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	33